

住居確保給付金（家賃補助）

ハローワークで求職活動される方向け

次の全てに該当する方が対象です。

離職・廃業または休業等についての要件

- ・ 経済的に困窮して住居を喪失するおそれ(住居喪失を含む)があること。
- ・ 離職・廃業から原則2年以内、または雇用主や発注元から勤務日数等の減少を余儀なくされたなど、本人の都合によらない、やむを得ない休業等によって収入が減少して離職等と同程度の状況にあること。
- ・ 離職等の日に主たる生計維持者であったこと

その他の要件

- ・ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動等を行うこと。
- ・ 申請月に世帯全員の収入の合計が以下の基準額以下であること。

・ 単身世帯	7.8万円	}	+ 家賃額 以下
・ 2人世帯	11.5万円		
・ 3人世帯	14.0万円		
・ 4人世帯	17.5万円		
・ 5人世帯	20.9万円		
- ・ 申請月に世帯全員の金融資産（預貯金）の合計が以下の基準額以下であること。
 - ・ 単身世帯 46.8万円以下
 - ・ 2～5人世帯 69万円～100万円以下
- ・ 生活保護を受給していないこと。
- ・ 申請者およびその同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

給付内容

- ・ 支給額 : 単身世帯 31,000円 (上限)
- 2人世帯 37,000円 (上限)
- 3～5人世帯 40,100円 (上限)
- ※収入が収入要件を超える場合は一部支給
- ・ 支給期間：原則3ヶ月

就職活動 住居確保給付金の受給中には以下のとおり就職活動を行う必要があります。

- ・ 毎月4回以上、支援員と面接・報告
- ・ 毎月2回以上、ハローワークで職業相談
- ・ 原則週1回以上、求人先へ応募又は面接
 - ※必要に応じ、支援員がハローワークへの同行、生活改善の指導、履歴書記載や面接のアドバイスを行う。

申請前に必要な申込み事項

- ・ ハローワーク等への求職申込（離職・就労を目指す休業者）
- 離職、休業（就労を目指す者）及び会社都合により収入が減少し申請される方は、ハローワークに求職申込みをし、その際に付与された※求職番号を申請書類に記載する。
- 求職番号は、5桁（－（ハイフン））4～8桁の数字。

※求職番号の確認方法

- ハローワーク窓口で登録した場合 → ハローワーク受付票で確認
- オンラインで登録した場合 → 求職者マイページで確認

新規申請時の手続き

※申請書類の様式は窓口で交付します

提出書類

1. 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 →申請者記載
2. 住居確保給付金申請時確認書 →申請者記載
3. 求職申込み・雇用施策利用状況確認票 →ハローワークで記載してもらう

※住宅を喪失するおそれのある方は

4. 入居住宅に関する状況通知書 →不動産業者、大家に記載してもらう

※住宅を喪失した方は

4. 入居予定住宅に関する状況通知書 →不動産業者、大家に記載してもらう

添付書類

1. 本人確認書類（免許証、保険証等）
 2. 離職等関係書類
 - A 離職関係書類＝離職票、解雇通知書、退職証明書 等
→提出できない場合は、離職状況等に関する申立書を提出
 - B 休業関係書類＝雇用主からの休業を命じる文書
→提出できない場合は、就業機会の減少に関する申立書を提出
 3. 収入関係書類（申請者及び同一世帯者の給料明細等）
→通帳で確認できる場合は不要
 4. 離職等の前の収入関係書類
離職等の前に収入額が、収入基準額を超えたことが確認できる書類（最低1ヶ月分必要）
 5. 預貯金関係書類（申請者及び同一世帯者の金融機関の通帳の写し）
 6. 求職受付表（ハローワークカード）の写し
 7. 入居確認書類 市内で入居していることが確認できる書類（賃貸借契約書）
- ※住宅を喪失した方は
8. 新住所の住民票の写し→後日提出でも○

支給決定後に申請者に渡す書類

1. 住居確保給付金支給決定通知書
→ハローワーク、社会福祉協議会、不動産媒介業者（大家）にも送付
 2. 職業相談確認票
 3. 常用就職活動状況報告書
- ※住宅を喪失した方は
4. 住居確保給付金支給対象者証明書
 5. 住宅確保報告書 →住居確保後7日以内に提出